

## 離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届) 記入例:離婚届提出後に届出する場合

- ・届出できる場所: 本籍地, 住所地, 所在地のいずれかの市区町村(この届は土, 日, 祝祭日でも届けることができます。)
- ・添付書類: 戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本(本籍地の市区町村に届出する場合は不要)
- ・持参するもの: ①届出人が押印した印鑑

②届出を持参する人の本人確認をしますので, 運転免許証, パスポートなどをお持ちください。

※届書は鉛筆や消えやすいインク(消せるボールペンなど)で書かないでください。

※戸籍の届出は, 原則 24 時間, 365 日受付を行っています。しかし, 届出書の記載内容の不備がある場合や, 各種手続きが発生する場合は, 改めて平日の市役所開庁時間(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分)に来庁していただくことがあります。

※届出内容が戸籍に記載されるまで 2 週間程度の時間がかかります。

- ・離婚届出日から3か月以内は届出することができます。
- ・3か月を経過した場合は, 家庭裁判所の許可を得て「戸籍法 107 条 1 項の氏変更届」が必要になります。
- ・この届出(戸籍法 77 条の 2 の届)後, 婚姻前の氏(旧姓)に変更したい場合は, 家庭裁判所の許可を得て「戸籍法 107 条の 1 項の氏変更届」をしていただくことになります。
- ・届出日を訂正する場合は, 届出人欄に押印した印での訂正印が必要となります。

・住民票上の住所を記入してください。

・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)のとおりに入力してください。

- 協議離婚の場合は, 届出日となります。  
裁判離婚の場合は,
- ・調停成立の日
  - ・和解成立の日
  - ・請求の認諾の日
  - ・審判, 判決の確定の日
- になります。

必ず本人が自署し押印してください。

離婚の際に称して いた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)		受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
平成 25 年 1 月 20 日届出		第 号	第 号
茨城県守谷市長 殿		長印	
		書類調査	戸籍記載
		記載調査	期 票
		住民票	通知
(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) おつかわ うめこ 氏 名 乙川 梅子 昭和 57 年 10 月 3 日生	
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ)	茨城県守谷市久保ヶ丘一丁目19 番地 2 番	
(3)	本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 茨城県守谷市久保ヶ丘一丁目19 番地 2	
(4)	(よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏) 乙川 変更後 (離婚の際に称していた氏) 甲山	
(5)	離婚年月日	平成 25 年 1 月 10 日	
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 番地 番 筆頭者 の氏名	
(7)	そ の 他		
(8)	届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)	乙川 梅子	乙川 印
		連絡先 電話 0297 ( 45 ) 1111 自宅・勤務先 [ ]・携帯	

屋間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。